

くらしと文化部文化施策担当

**「だれもが文化や芸術を受けとめ 楽しみ 創り 表現できる街」を
“みんな” で目指していく条例を制定しました**
～多摩市みんなの文化芸術条例を令和4年4月1日に施行します～

1 経緯

多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）の大規模改修事業を進める中で、その活用方針を検討した委員会から、「市全体の文化振興方針を市民と共有するための条例が必要」との提言を受けました。

この提言を踏まえ、令和2年10月から学識経験者と市民から構成される文化振興に関する条例の検討委員会により検討を進め、令和3年9月議会に「多摩市みんなの文化芸術条例」を上程し、可決されました。

2 条例の趣旨

文化芸術は、市民の生活や子ども達の成長に必要不可欠であり、街の活力にもなります。文化芸術の発展には、表現活動の担い手である「表現活動を自ら行う者や支える者、普及する者、継承する者」と「鑑賞する者、享受する者」の全員が相互に関係し合うとともに、市民の誰もが文化芸術を享受でき、表現活動の担い手となり得る環境が必要となります。

そこで、多摩市の文化芸術振興に関し、市民の権利や環境の整備など、基本的な事項を明示した条例を制定し、文化芸術の発展を通して魅力ある地域社会の実現を目指すものとなりました。

3 条例の特徴

本条例の特徴は、以下の通りです。（条例詳細については、別添の解説版を参照。）

（1）条例名について

条例名称は「多摩市みんなの文化芸術条例」としました。「みんな」という言葉を入れることで、市民の誰もが自分のこととして受け止めてもらえるようにしました。また、ひらがなを入れ、やわらかい印象にすることで、子どもにも馴染みやすくし、市民が親しみをもてる条例となるようにしました。

（2）市民の権利について（条例第4条第1項）

市民の自由で活発な行動を促したい意図から、市民の役割だけでなく、市民が文化芸術を享受し、また活動する権利を明記しました。

（3）子どもたちのための取組について（条例第7条）

文化芸術に関心のある市民や次代の表現活動の担い手を増やしていくためには、乳幼児から日常的に文化芸術に触れ、「楽しい、面白い、感動した」という経験を重ね、文化芸術に関わりながら成長していくことが重要であることから、子どもたちへの取組を市民と協力し、推進することを明記しました。

（4）多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）の位置付けについて（条例第10条）

パルテノン多摩が市の文化芸術振興の中心的役割を果たす拠点施設であること、またパルテノン多摩を中心に多摩市の関係機関が連携することで市内の文化芸術の基盤を作っていくことを明記しました。

4 今後の予定

令和4年度	4月	<条例施行> たま広報等で周知
	7月～	<文化芸術に関するビジョンの策定> 令和5年度から策定する文化芸術に関する計画の前段階として、市の文化芸術の将来像を市民と共有する文化芸術に関するビジョンを策定する。
令和5年度～		<文化芸術に関する計画の策定> 文化芸術に関するビジョンを達成するための具体的な施策を策定する。

<別添資料>

- ・多摩市みんなの文化芸術条例 解説版
- ・多摩市みんなの文化芸術条例 概要版

問い合わせ

くらしと文化部文化施策担当
電話：042（338）6882